

あなたの職場で申請を受け付けます あとは自宅で受け取るだけ！

市職員があなたの職場に伺います！

マイナンバーカード 出張受付サービスのご案内

★企業や職場、団体の皆さんで

一緒にマイナンバーカードを作りませんか★

市職員がご指定の場所に出向き、顔写真撮影を含めたマイナンバーカード申請を受け付けます。約2か月後にマイナンバーカードをご自宅で受け取ることができます。

市役所へお出かけいただくことなくマイナンバーカードを作成できるこのサービスをぜひご利用ください。



出張申請の申込について

- 対象団体
 - ①米子市内に事業所・事務所などを置く企業等
(近隣市町村に所在する場合は、ご相談ください。)
 - ②米子市内の団体等(自治会、各種サークル活動団体など)
- ※申込条件について、詳しくはウラ面をご確認ください。
- 実施日程 申込団体のご担当者様と日程調整させていただきます。
(平日の午前10時から午後4時までの数時間)
 - 申込方法 ご希望日の2週間前までに下記のお問い合わせ先まで、電話、電子メール、ファクシミリなどでご連絡ください。

お問い合わせ先

米子市役所 市民課証明担当
〒683-8686 鳥取県米子市加茂町1丁目1番地
(市役所本庁舎1階 マイナンバーカード特設ブース)
電話：(0859) 21-8574 ファクシミリ：(0859) 23-5398
Eメール：shimin@city.yonago.lg.jp

※市ホームページから申込書等をダウンロードできます。

マイナンバーカード出張受付ホームページ

<https://www.city.yonago.lg.jp/item/33979.htm>

出張申請の申込条件

※すべての条件を満たすことが必要です。

- 対象団体からの申込であること(オモテ面の「対象団体」欄をご確認ください。)
- 申請者本人が米子市の住民登録者であること
- 申請希望者数が概ね5名以上見込まれること
(5名未満の場合はご相談ください。)
- 申込団体で申請会場・駐車場(車1台分)や受付用机・イス、電源(プリンター用)などを用意できること
- 既にマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと
- 申請者本人が申請日から2か月以内に転居・転出の予定がないこと
- 申請者本人(15歳未満の人及び成年被後見人の人は法定代理人とともに)が申請会場に来ることができること

申請に必要なもの

- 本人確認書類(次の①を2点、または①と②を各1点ずつの計2点が必要です。)
 - ①顔写真付きのもの(運転免許証、パスポート、在留カードなど)1点
 - ②それ以外のもの(健康保険証、福祉医療受給者証、年金手帳など)1点
- その他
 - ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
 - ・マイナンバー通知カード(紛失された方は、出張申請日にお知らせください。)

申請受付からカード交付までの流れ

- ①ご予約後、希望日の2週間前までに必要書類(マイナンバーカード出張申請受付申込書・申請希望者リスト)を提出していただきます。必要書類は、市ホームページからダウンロードできます。
- ②市職員が会場(職場)へ出向き、無料での顔写真撮影、本人確認、申請者本人に記入していただく書類確認を行います。
(マイナンバーカードについての注意事項等の説明を含め、一人あたり20分程度の時間を要します。)
- ③約2か月後、申請者のご自宅に郵便局から「**本人限定受取郵便**」の封書が届きます。
- ④郵便局と配達日時を調整し、ご自宅でカードを受け取ります。受け取りには、住所・氏名・生年月日が記載された顔写真付き本人確認書類(券面が現在の情報であり、有効期限内のもの)が必ず必要となります。例:運転免許証、パスポート、在留カードなど)